

プロジェクト 税効果会計

項目 第 53 回専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 53 回税効果会計専門委員会（2017 年 8 月 29 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）に寄せられたコメントへの対応に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - 企業会計基準公開草案第 60 号『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」以下「税効果会計基準一部改定案」という。）
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」(以下「税効果適用指針案」という。)
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 59 号（企業会計基準適用指針第 26 号の改定案）「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性適用指針案」という。)
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 60 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針(案)」

会計処理に関するコメントへの対応について聞かれた意見

2. 事務局より、質問 1（会計処理に関する質問）に関するコメントへの対応(案)について説明したところ、次の意見が聞かれた。

**(分類 1) に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い
(コメント対応表 3)****例外的な取扱いとなる場合がより明確となるように修文案を見直すべきとの意見**

- (1) 事務局の回収可能性適用指針案についての修文案では、(分類 1) の企業において一定の要件を満たす場合に繰延税金資産の回収可能性がないものとする取扱いであることが明確になっていないため、記載の見直しが必要であると考えられる。また、繰延税金資産の回収可能性がないとする取扱いは、企業が回収可能性について蓋然性が低いと説明した場合に限定してはどうか。
- (2) 回収可能性適用指針案の本文で「原則として」という文言を追加し、結論の背景においてその例外を例示で示すのみでは、実務において、回収可能性適用指針案で想定している例外の範囲を超えてしまうおそれがあるため、回収可能性適用指針の本文から「原則として」という記載を削除し、ただし書きとして例外事項を記載することがよいと考える。

- (3) 例外の範囲について公開草案で想定している事例に限定せずに、一般的な考え方を示すのであれば、「蓋然性が低い」と記載されている点について、その考え方を明示する必要があると考える。

回収可能性適用指針第 67-4 項の修文案の表現を見直すべきとの意見

- (4) 回収可能性適用指針第 67-4 項の修文案では、「将来の状況により」という表現と「将来において」という表現が重複していると考えられるため、表現の見直しが必要であると考ええる。

(コメント対応表 6)

コメントへの対応について再検討すべきとの意見

- (5) 子会社等に対する投資に係る将来減算一時差異について将来、損金に算入される可能性が低い場合もあり得るため、連結財務諸表における繰延税金資産の計上に関する取扱いと個別財務諸表における繰延税金資産の計上に関する取扱いを整合させる考え方もとり得ると考える。そのため、仮に当該取扱いの見直しを行わないのであれば、コメントへの対応にその理由を記載すべきと考える。

未実現損益の消去に関する税効果会計の取扱い

(コメント対応表 9)

コメントへの対応(案)が公開草案の審議内容と整合しているか確認すべきとの意見

- (6) 公開草案の審議において、繰延法と資産負債法を選択適用する案を採用しなかったのは、企業間の比較可能性の確保の点からではなく、選択適用を積極的に認める特段の理由がなかった点であると考えられるため、記載の見直しが必要であると考ええる。

繰延法を継続する論拠についての記載を見直すべきとの意見

- (7) 税効果適用指針案の結論の背景における繰延法を継続する論拠についての記載は、繰延法にも資産負債法にも一定の論拠がある中で、主に変更に伴うコストの発生という実務上の懸念が考慮されたように読み得るため、繰延法のみ継続するのであれば、その論拠についての記載の見直しが必要であると考ええる。

(コメント対応表 10)

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (8) 会計上の費用配分と企業価値とは関係がない点からコメントへの対応が記載されているが、会計上の論点の多くが費用配分の問題であるため、コメントへの対応について記載の見直しが必要であると考ええる。

表示に関するコメントへの対応について聞かれた意見

3. 事務局より、質問2(表示に関する質問)に関するコメントへの対応(案)について説明したところ、次の意見が聞かれた。

(コメント対応表12)

税効果会計基準一部改正案の結論の背景に関する修正案を見直すべきとの意見

- (1) 税効果会計基準一部改正案の結論の背景における繰延税金資産及び繰延税金負債を流動又は非流動区分に表示する現行の取扱いの論拠の修正案について、現行の取扱いの論拠を示していないと考えられるため、修正案の見直しが必要であるとする。

(コメント対応表13)

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (2) コメントへの対応(案)では、公開草案の審議の過程において国際財務報告基準(IFRS)の取扱いについて当時の審議資料からその背景を踏まえていることを記載しているが、具体的な検討内容を記載してはどうか。

注記事項に関するコメントへの対応について聞かれた意見

4. 事務局より、質問3(注記事項に関する質問)に関するコメントへの対応(案)について説明したところ、次の意見が聞かれた。

評価性引当額の内訳に関する注記事項

(コメント対応表18)

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (1) 評価性引当額の将来減算一時差異の項目別の金額が仮定計算により按分された金額であっても有用性があるとのコメントに対して、コメントへの対応(案)では仮定計算によるため有用な情報とはならないと記載されているため、適切な対応となるよう記載の見直しが必要であるとする。

(コメント対応表19)

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (2) 公開草案の審議の過程では、注記の詳細さについては、他の会計基準で要求されている注記事項との整合性も踏まえて検討を行ったため、コメントへの対応(案)の記載の見直しが必要であるとする。
- (3) コメントへの対応として、要求事項を超える情報を開示することは妨げられないとの記載を追記してはどうか。

税務上の繰越欠損金に関する注記事項

(コメント対応表23)

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (4) 公開草案の審議の過程において、税務上の繰越欠損金に関する注記を行うこととしたのは、連結納税制度を採用している企業においても、単体納税制度を採用している企業同様、開示を行うことの有用性が当該注記に要するコストを上回ることにあったと考えられるため、コメントへの対応（案）の記載の見直しが必要であると考ええる。
- (5) コメント対応（案）において、連結子法人毎に繰越欠損金に関する注記事項を作成し展開する負担が一定程度生じると記載すると、連結納税制度を採用している企業が税金の種類別に税務上の繰越欠損金に関する注記を行う必要があるように誤解を受ける可能性あるため、記載の見直しが必要であると考ええる。

コメントへの対応にあたり事実関係を再確認すべきとの意見

- (6) 仮に、会社計算規則で税務上の繰越欠損金に関する注記が求められる場合、連結納税制度を採用している企業においては、計算書類の作成期日の関係で、税務上の繰越欠損金に関する注記を作成する実務上の負荷が大きいとのコメントであると考えられるため、事実関係の再確認が必要であると考ええる。

(コメント対応表 25)

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (7) コメントへの対応（案）として、要求事項を超える情報を注記することは妨げられないとの記載を追記してはどうか。

(コメント対応表 26)

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (8) 繰越期限の年限について年度の区切り方を定めていない理由は、コメントへの対応（案）で記載されている繰越期限の年限やその有無が様々であるというよりも、税務上の繰越欠損金の繰越期限までの年数や税務上の繰越欠損金の課税所得による回収計画が企業により様々であることによるため、コメントへの対応（案）の記載を見直すべきと考える。

注記事項に追加しなかった項目

(コメント対応表 28)

税引前当期純損失が生じている場合に税率差異の注記を求めるコメントへの対応を他のコメントと分けて行うべきとの意見

- (9) 注記事項を追加しなかった他の項目と異なり、開示の連続性の観点からコメントが寄せられたものであるため、別の論点としてコメントへの対応を行うべきであると考ええる。

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (10) コメントへの対応(案)として、要求事項を超える情報を注記することは妨げられないとの記載を追記してはどうか。

(コメント対応表 30)

繰延税金資産に関する見積りの変更に関する定性的な説明の開示を行うべきとの意見

- (11) 現状の会計上の見積りの変更に関する開示実務を踏まえると、他の一部の会計基準の中には個別に見積りの変更の開示を求めるものもあり、財務諸表利用者に有用な情報を提供する観点から、今回の開示の見直しを契機に注記事項に含めることも考えられる。

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (12) コメントへの対応(案)には、実務上、新たな事実の発生に伴うものと会計上の見積りの変更に伴うものに区分することが困難であることが理由として記載されているが、当該区分が困難であるとしても会計上の見積りの変更の注記の定めが設けられている。そのため、コメントへの対応の記載は、追加的に開示を求める項目に含めることが適切ではないという結論の直接的な理由とならないのではないか。

コメントへの対応の記載を追加すべきとの意見

- (13) コメント提出者が求めている注記内容は、多くの場合、税効果会計基準一部改正案で追加した評価性引当額の変動の主な内容の注記及び税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由の注記により開示されることになると考えられるため、その旨をコメントへの対応に追加してはどうか。

個別財務諸表における注記事項

(コメント対応表 32)

コメントへの対応の集約を見直すべきとの意見

- (14) 評価性引当額の内訳に関する注記の提案に同意しない理由として、注記を削除すべきという意見と注記が不足しているという意見の2種類の意見が含まれているため、コメントへの対応の記載は、それぞれに対応を区分して記載する必要があると考える。

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (15) 個別財務諸表の注記事項として評価性引当額の内訳の定めを設けている理由の記載内容が明確ではないため、コメントへの対応の記載の見直しが必要であると考えられる。

(コメント対応表 33)

コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (16) 指定国際会計基準(IFRS)に準拠して連結財務諸表を作成している企業の個別財務諸表上の取り扱いについては、財務諸表等規則で定められていることも踏まえてコメントへの対応を検討する必要があるのではないか。
- (17) IFRS を任意適用している企業が増加していることを踏まえると、当該企業が個別財務諸表で注記事項を省略できるか否かについては、実務の安定性を図るために明確化する必要があると考える。

以 上